3　登録施設利用促進機関が作成する特定高速電子計算機施設に係る実施計画には、当該登録施設利用促進機関が行うものとされた利用促進業務に関し、第四条第三項第六号イからホまで及び第七号に掲げる事項を記載しなければならない。

4　登録施設利用促進機関が作成する特定中性子線施設に係る実施計画には、当該登録施設利用促進機関が行うものとされた利用促進業務に関し、第四条第四項第五号イからへまで及び第七号に掲げる事項を記載しなければならない。

5　研究実施相談者のうち一名以上が非常勤の者である登録施設利用促進機関が作成する実施計画には、前各項の規定により記載すべき事項のほか、利用支援業務の質の維持向上のための措置に関する事項を記載しなければならない。

（登録の更新の手続）

第十四条　特定放射光施設及び特定中性子線施設に係る登録施設利用促進機関は、法第十四条第一項の登録の更新を受けようとするときは、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に第六条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定は、特定高速電子計算機施設に係る登録施設利用促進機関について準用する。この場合において、同項中「同条第二項各号」とあるのは、「同条第三項各号」と読み替えるものとする。

（業務規程の認可の申請）

第十六条　［略］

2　［略］

3　特定放射光施設（量子科学技術研究開発機構により設置されるものに限る。）に係る登録施設利用促進機関が法第十七条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一　放射光共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の方法

二　放射光専用施設を設置する者の募集及び選定並びに放射光専用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の支援の方法

三　選定委員会の構成及び選定委員会の運営に関する事項

四　利用者選定業務の公正の確保に関する事項

五　研究実施相談者の配置に関する事項

六　施設利用研究を行う者に対する情報の提供及び相談その他の援助の方法

七　特定放射光施設における研究者等の安全の確保に関する事項

八　利用促進業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項

九　利用促進業務の円滑な実施のための量子科学技術研究開発機構及び一般財団法人光科学イノベーションセンターとの連携に関する事項

十　その他利用促進業務の実施に関し必要な事項

2　登録施設利用促進機関が作成する特定高速電子計算機施設に係る実施計画には、当該登録施設利用促進機関が行うものとされた利用促進業務に関し、第四条第二項第六号イからホまで及び第七号に掲げる事項を記載しなければならない。

3　登録施設利用促進機関が作成する特定中性子線施設に係る実施計画には、当該登録施設利用促進機関が行うものとされた利用促進業務に関し、第四条第三項第五号イからへまで及び第七号に掲げる事項を記載しなければならない。

［項を加える。］

（登録の更新の手続）

第十四条　登録施設利用促進機関は、法第十四条第一項の登録の更新を受けようとするときは、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に第六条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

［項を加える。］

（業務規程の認可の申請）

第十六条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］